


熊原第23-027号  
令和5年7月14日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号  
原子燃料工業株式会社  
代表取締役社長 伊藤 義章

核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び  
工事の計画の軽微な変更の届出書

令和2年10月2日付け原規規発第2010025号をもって加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の認可を受けた申請書（令和3年9月16日付け熊原第21-041号及び令和4年7月19日付け熊原第22-012号にて軽微な変更届出）について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の2第5項の規定に基づき、別紙のとおり軽微な変更を届け出ます。

内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

## 別 紙

### 1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 原子燃料工業株式会社  
住 所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 3 3 番 5 号  
代表者氏名 代表取締役社長 伊藤 義章

### 2. 変更に係る加工施設の概要

核燃料物質の貯蔵施設の建物・構築物

### 3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 16 条の 2 第 1 項の認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和 2 年 1 0 月 2 日  
認可番号 原規規発第 2010025 号

### 4. 変更の内容

- (1) 仕様表の改造内容の記載の変更、その他関連箇所の変更について、添付 1 に示すとおりとする。
- (2) 設備図等図面の変更について、添付 2 に示すとおりとする。

### 5. 変更の理由

- (1) 本変更の理由は、仕様表の改造内容の記載、その他関連箇所の記載を適正化するものである。
- (2) 本変更の理由は、設備図等図面を適正化するものである。

なお、上記 (1) ~ (2) は、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第 3 条の 2 第 2 項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。

添付 1

変更前 (令和2年10月2日付け 原規規発第2010025号にて認可)		変更後		変更理由
表へー2-1 第1加工棟 仕様 (続き)		表へー2-1 第1加工棟 仕様 (続き)		火災区画貫通部の処置を適正化するため。 なお、本変更は貫通部の処置に用いる材料の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
技術基準に基づく仕様	<p>○火災区画 1P-5の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部材 区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉、防火シャッター) 区画境界壁 (強化せっこうボード厚さ12 mm以上2枚貼り (壁両面): 1時間) 区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm以上: 2時間) 特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ0.5 mm以上 (扉両面): 1時間) 特定防火設備 (防火シャッター) (スラット板厚1.5 mm以上: 1時間)</li> </ul> <p>○火災区画 1P-6 (旧前室) の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部材 隣接する火災区画との区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉)</li> </ul> <p>北面区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm以上: 2時間) 北面特定防火設備 (防火扉 KSD-2) (表面鉄板厚さ0.5 mm以上 (扉両面): 1時間)</p> <p>[11.3-B3] 火災区画間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁、床には、建築基準法施行令百十二条第20項に基づき、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する設計。 第1加工棟における貫通部を図へー2-1-52に示す。</p> <p>[11.3-F2] 電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。 配線用遮断器の結線図を図りー4-1-6に示す。</p>	<p>○火災区画 1P-5の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部材 区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉、防火シャッター) 区画境界壁 (強化せっこうボード厚さ12 mm以上2枚貼り (壁両面): 1時間) 区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm以上: 2時間) 特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ0.5 mm以上 (扉両面): 1時間) 特定防火設備 (防火シャッター) (スラット板厚1.5 mm以上: 1時間)</li> </ul> <p>○火災区画 1P-6 (旧前室) の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部材 隣接する火災区画との区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉)</li> </ul> <p>北面区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm以上: 2時間) 北面特定防火設備 (防火扉 KSD-2) (表面鉄板厚さ0.5 mm以上 (扉両面): 1時間)</p> <p>[11.3-B3] 火災区画間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁、床には、建築基準法施行令百十二条第20項に基づき、<u>モルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する設計。</u> 第1加工棟における貫通部を図へー2-1-52に示す。</p> <p>[11.3-F2] 電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。 配線用遮断器の結線図を図りー4-1-6に示す。</p>		
火災等による損傷の防止	<p>[12.1-B1] 第1加工棟内は溢水源がない設計。</p>	<p>[12.1-B1] 第1加工棟内は溢水源がない設計。</p>		
加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[13.1-F1] 第1加工棟には、容易に識別できる緊急設備 避難通路を設置する設計。緊急設備 避難通路には、建築基準法施行令百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物に緊急設備 誘導灯を設置する設計。 緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵するとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機<sup>(15)</sup>、非常用電源設備 No.2 非常用発電機<sup>(15)</sup>に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p> <p>○設備の員数 (緊急設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用照明<sup>(14)</sup>: 15 台</li> <li>誘導灯<sup>(14)</sup>: 47 台</li> </ul> <p>緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯の配置を図りー4-1-1に示す。</p> <p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬型照明を設置する設計。 なお、緊急設備 可搬型照明は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー2-1-9)。</p>	<p>[13.1-F1] 第1加工棟には、容易に識別できる緊急設備 避難通路を設置する設計。緊急設備 避難通路には、建築基準法施行令百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物に緊急設備 誘導灯を設置する設計。 緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵するとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機<sup>(15)</sup>、非常用電源設備 No.2 非常用発電機<sup>(15)</sup>に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p> <p>○設備の員数 (緊急設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用照明<sup>(14)</sup>: 15 台</li> <li>誘導灯<sup>(14)</sup>: 47 台</li> </ul> <p>緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯の配置を図りー4-1-1に示す。</p> <p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬型照明を設置する設計。 なお、緊急設備 可搬型照明は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー2-1-9)。</p>		
安全避難通路等	<p>[12.1-B1] 第1加工棟内は溢水源がない設計。</p>	<p>[12.1-B1] 第1加工棟内は溢水源がない設計。</p>		
加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[13.1-F1] 第1加工棟には、容易に識別できる緊急設備 避難通路を設置する設計。緊急設備 避難通路には、建築基準法施行令百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物に緊急設備 誘導灯を設置する設計。 緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵するとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機<sup>(15)</sup>、非常用電源設備 No.2 非常用発電機<sup>(15)</sup>に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p> <p>○設備の員数 (緊急設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用照明<sup>(14)</sup>: 15 台</li> <li>誘導灯<sup>(14)</sup>: 47 台</li> </ul> <p>緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯の配置を図りー4-1-1に示す。</p> <p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬型照明を設置する設計。 なお、緊急設備 可搬型照明は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー2-1-9)。</p>	<p>[13.1-F1] 第1加工棟には、容易に識別できる緊急設備 避難通路を設置する設計。緊急設備 避難通路には、建築基準法施行令百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物に緊急設備 誘導灯を設置する設計。 緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵するとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機<sup>(15)</sup>、非常用電源設備 No.2 非常用発電機<sup>(15)</sup>に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p> <p>○設備の員数 (緊急設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用照明<sup>(14)</sup>: 15 台</li> <li>誘導灯<sup>(14)</sup>: 47 台</li> </ul> <p>緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯の配置を図りー4-1-1に示す。</p> <p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬型照明を設置する設計。 なお、緊急設備 可搬型照明は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー2-1-9)。</p>		
安全避難通路等	<p>[12.1-B1] 第1加工棟内は溢水源がない設計。</p>	<p>[12.1-B1] 第1加工棟内は溢水源がない設計。</p>		
加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[13.1-F1] 第1加工棟には、容易に識別できる緊急設備 避難通路を設置する設計。緊急設備 避難通路には、建築基準法施行令百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物に緊急設備 誘導灯を設置する設計。 緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵するとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機<sup>(15)</sup>、非常用電源設備 No.2 非常用発電機<sup>(15)</sup>に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p> <p>○設備の員数 (緊急設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用照明<sup>(14)</sup>: 15 台</li> <li>誘導灯<sup>(14)</sup>: 47 台</li> </ul> <p>緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯の配置を図りー4-1-1に示す。</p> <p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬型照明を設置する設計。 なお、緊急設備 可搬型照明は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー2-1-9)。</p>	<p>[13.1-F1] 第1加工棟には、容易に識別できる緊急設備 避難通路を設置する設計。緊急設備 避難通路には、建築基準法施行令百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物に緊急設備 誘導灯を設置する設計。 緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵するとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機<sup>(15)</sup>、非常用電源設備 No.2 非常用発電機<sup>(15)</sup>に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p> <p>○設備の員数 (緊急設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用照明<sup>(14)</sup>: 15 台</li> <li>誘導灯<sup>(14)</sup>: 47 台</li> </ul> <p>緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯の配置を図りー4-1-1に示す。</p> <p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬型照明を設置する設計。 なお、緊急設備 可搬型照明は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー2-1-9)。</p>		

変更理由  
 検査の方法を適正化する  
 ため。  
 なお、本変更は検査の方  
 法の追加であり、適合性  
 評価への影響はなく、加  
 工施設の保全上支障の  
 ない変更である。

第へー3表 建物・構築物に係る検査の方法（2/3）（a. 第1加工棟：検査11）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準	
壁	鉄筋コンクリート壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。	人の不法な侵入等の防止ができる鉄筋コンクリート造であること。
			鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表へー2-1-8のとおりであること。	
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq$ 以上であること。	
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が2.1 g/cm <sup>3</sup> 以上であること。	
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図へー2-1-20のとおりであること。	
		壁の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが以下に示す耐震、竜巻、火災、遮蔽評価で考慮した厚さ以上であること。 耐震：図へー2-1-10～図へー2-1-18の軸組図に示す鉄筋コンクリート壁が図へー2-1-20の壁部材一覧の壁厚以上 竜巻：別表へー2-1-11に示す壁厚以上 火災：図へー2-1-52に示す壁厚以上 遮蔽：別表へー2-1-10に示す壁厚以上 (参照資料：添2表1-3-1)		
	コンクリートブロック壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（コンクリートブロック、鉄筋）であること。	
			コンクリートブロックの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートブロックの気乾かさ密度が $\geq$ 以上であること。	
		寸法	壁の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが以下に示す火災、遮蔽評価で考慮した厚さ以上であること。 火災：図へー2-1-52に示す壁厚以上 遮蔽：別表へー2-1-10に示す壁厚以上 (参照資料：添2表1-3-1)	
	ボード壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（軽量鉄骨、せっこうボード）であること。	
スレートボード壁（胴縁）	材料	スレートボード及びスレートボードを支持する胴縁の材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（スレートボード、鋼）であること。		
		寸法	スレートボードを支持する胴縁の形状、寸法及びピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。	胴縁の形状、寸法及びピッチが別表へー2-1-11のとおりであること。	
防火区画	配置	防火区画を適切に設定していることを目視により確認する。	防火区画の設定が図へー2-1-52のとおりであること。		
防火区画貫通部（既設部分）	配置	防火区画の貫通部の位置を目視により確認する。	貫通部は図へー2-1-52のとおりであること。		
	外観	貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工していること。		
屋根	鉄板（湾曲瓦棒葺）	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄）であること。	
		寸法	瓦棒の寸法を測長器又は関係書類等により確認する。 母屋の形状、寸法及びピッチを測長器又は関係書類等により確認する。	瓦棒の寸法が別表へー2-1-11のとおりであること。 母屋の形状、寸法及びピッチが別表へー2-1-11のとおりであること。	
	鉄板（折板葺）	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄）であること。	
		寸法	折板の寸法を測長器又は関係書類等により確認する。	鉄板の寸法が別表へー2-1-11のとおりであること。	
谷樋等	外観	屋根面の谷樋及び水切りプレート部の間隙が十分なクリアランスであることを目視、測長又は関係書類等により確認する。	図へー2-1-5-3のとおり、屋根面の谷樋及び水切りプレート部の間隙に十分なクリアランスがあること。		

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

第へー3表 建物・構築物に係る検査の方法（2/3）（a. 第1加工棟：検査11）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準	
壁	鉄筋コンクリート壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。	人の不法な侵入等の防止ができる鉄筋コンクリート造であること。
			鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表へー2-1-8のとおりであること。	
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq$ 以上であること。	
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が2.1 g/cm <sup>3</sup> 以上であること。	
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図へー2-1-20のとおりであること。	
		壁の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが以下に示す耐震、竜巻、火災、遮蔽評価で考慮した厚さ以上であること。 耐震：図へー2-1-10～図へー2-1-18の軸組図に示す鉄筋コンクリート壁が図へー2-1-20の壁部材一覧の壁厚以上 竜巻：別表へー2-1-11に示す壁厚以上 火災：図へー2-1-52に示す壁厚以上 遮蔽：別表へー2-1-10に示す壁厚以上 (参照資料：添2表1-3-1)		
	コンクリートブロック壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（コンクリートブロック、鉄筋）であること。	
			コンクリートブロックの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートブロックの気乾かさ密度が $\geq$ 以上であること。	
		寸法	壁の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが以下に示す火災、遮蔽評価で考慮した厚さ以上であること。 火災：図へー2-1-52に示す壁厚以上 遮蔽：別表へー2-1-10に示す壁厚以上 (参照資料：添2表1-3-1)	
	ボード壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（軽量鉄骨、せっこうボード）であること。	
スレートボード壁（胴縁）	材料	スレートボード及びスレートボードを支持する胴縁の材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（スレートボード、鋼）であること。		
		寸法	スレートボードを支持する胴縁の形状、寸法及びピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。	胴縁の形状、寸法及びピッチが別表へー2-1-11のとおりであること。	
防火区画	配置	防火区画を適切に設定していることを目視により確認する。	防火区画の設定が図へー2-1-52のとおりであること。		
防火区画貫通部（既設部分）	配置	防火区画の貫通部の位置を目視により確認する。	貫通部は図へー2-1-52のとおりであること。		
	外観	貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工していること。		
屋根	鉄板（湾曲瓦棒葺）	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄）であること。	
		寸法	瓦棒の寸法を測長器又は関係書類等により確認する。 母屋の形状、寸法及びピッチを測長器又は関係書類等により確認する。	瓦棒の寸法が別表へー2-1-11のとおりであること。 母屋の形状、寸法及びピッチが別表へー2-1-11のとおりであること。	
	鉄板（折板葺）	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄）であること。	
		寸法	折板の寸法を測長器又は関係書類等により確認する。	鉄板の寸法が別表へー2-1-11のとおりであること。	
谷樋等	外観	屋根面の谷樋及び水切りプレート部の間隙が十分なクリアランスであることを目視、測長又は関係書類等により確認する。	図へー2-1-5-3のとおり、屋根面の谷樋及び水切りプレート部の間隙に十分なクリアランスがあること。		

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

変更前（令和2年10月2日付け 原規規発第2010025号にて認可）

67

149

変更後

変更理由  
 検査の方法を適正化する  
 ため。  
 なお、本変更は検査の方  
 法の追加であり、適合性  
 評価への影響はなく、加  
 工施設の保全上支障の  
 ない変更である。

第へー3表 建物・構築物に係る検査の方法 (3/3) (a. 第1加工棟：検査11)

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準	
床	土間コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（コンクリート（鉄筋入り））であること。	
	鉄筋コンクリート (中2階床スラブ、中2階天井スラブ)	材料	材料を目視により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。	
			鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表へー2-1-8のとおりであること。	
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が <u>                    </u> 以上であること。	
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が 18 N/mm <sup>2</sup> 以上であること。	
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図へー2-1-20のとおりであること。	
		床の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	床の厚さが別表へー2-1-10に示す遮蔽評価で考慮した厚さ以上であること。 床の厚さが表へー2-1に示す火災区画境界の区画境界スラブの厚さ以上であること。		
	鉄板 <u>                    </u> の屋根裏	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄）であること。	
	防火区画貫通部 (既設部分、中2階屋根裏)	配置	防火区画の貫通部の位置を目視により確認する。	貫通部は図へー2-1-52のとおりであること。	
		外観	貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工していること。	
開口部	扉/シャッター	防火区画	材料	材料を目視により確認する。 扉/シャッターの材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄）であること。 扉/シャッターが建築基準法施行令第百十二条に定める特定防火設備であること。
			配置	扉/シャッターの配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉/シャッターの配置が図へー2-1-35-1のとおりであること。
		員数	扉/シャッターの員数を目視又は関係書類等により確認する。	扉/シャッターの員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。	
		作動	扉が常時閉鎖式であることを確認する。	扉を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。	
			シャッターが随時作動式であることを確認する。	煙感知器点検用の加煙器で火災を模擬した際、シャッターが自動で閉止すること。	
	防火区画以外	材料	材料を目視により確認する。	不燃性材料（鉄）であること。	
その他	梯子	外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	梯子を建物部材に固定していること。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

第へー3表 建物・構築物に係る検査の方法 (3/3) (a. 第1加工棟：検査11)

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準	
床	土間コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（コンクリート（鉄筋入り））であること。	
	鉄筋コンクリート (中2階床スラブ、中2階天井スラブ)	材料	材料を目視により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。	
			鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表へー2-1-8のとおりであること。	
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が <u>                    </u> 以上であること。	
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が 18 N/mm <sup>2</sup> 以上であること。	
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図へー2-1-20のとおりであること。	
		床の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	床の厚さが別表へー2-1-10に示す遮蔽評価で考慮した厚さ以上であること。 床の厚さが表へー2-1に示す火災区画境界の区画境界スラブの厚さ以上であること。		
	鉄板 <u>                    </u> の屋根裏	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄）であること。	
	防火区画貫通部 (既設部分、中2階屋根裏)	配置	防火区画の貫通部の位置を目視により確認する。	貫通部は図へー2-1-52のとおりであること。	
		外観	貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工していること。	
開口部	扉/シャッター	防火区画	材料	材料を目視により確認する。 扉/シャッターの材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄）であること。 扉/シャッターが建築基準法施行令第百十二条に定める特定防火設備であること。
			配置	扉/シャッターの配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉/シャッターの配置が図へー2-1-35-1のとおりであること。
		員数	扉/シャッターの員数を目視又は関係書類等により確認する。	扉/シャッターの員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。	
		作動	扉が常時閉鎖式であることを確認する。	扉を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。	
			シャッターが随時作動式であることを確認する。	煙感知器点検用の加煙器で火災を模擬した際、シャッターが自動で閉止すること。	
	防火区画以外	材料	材料を目視により確認する。	不燃性材料（鉄）であること。	
その他	梯子	外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	梯子を建物部材に固定していること。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。


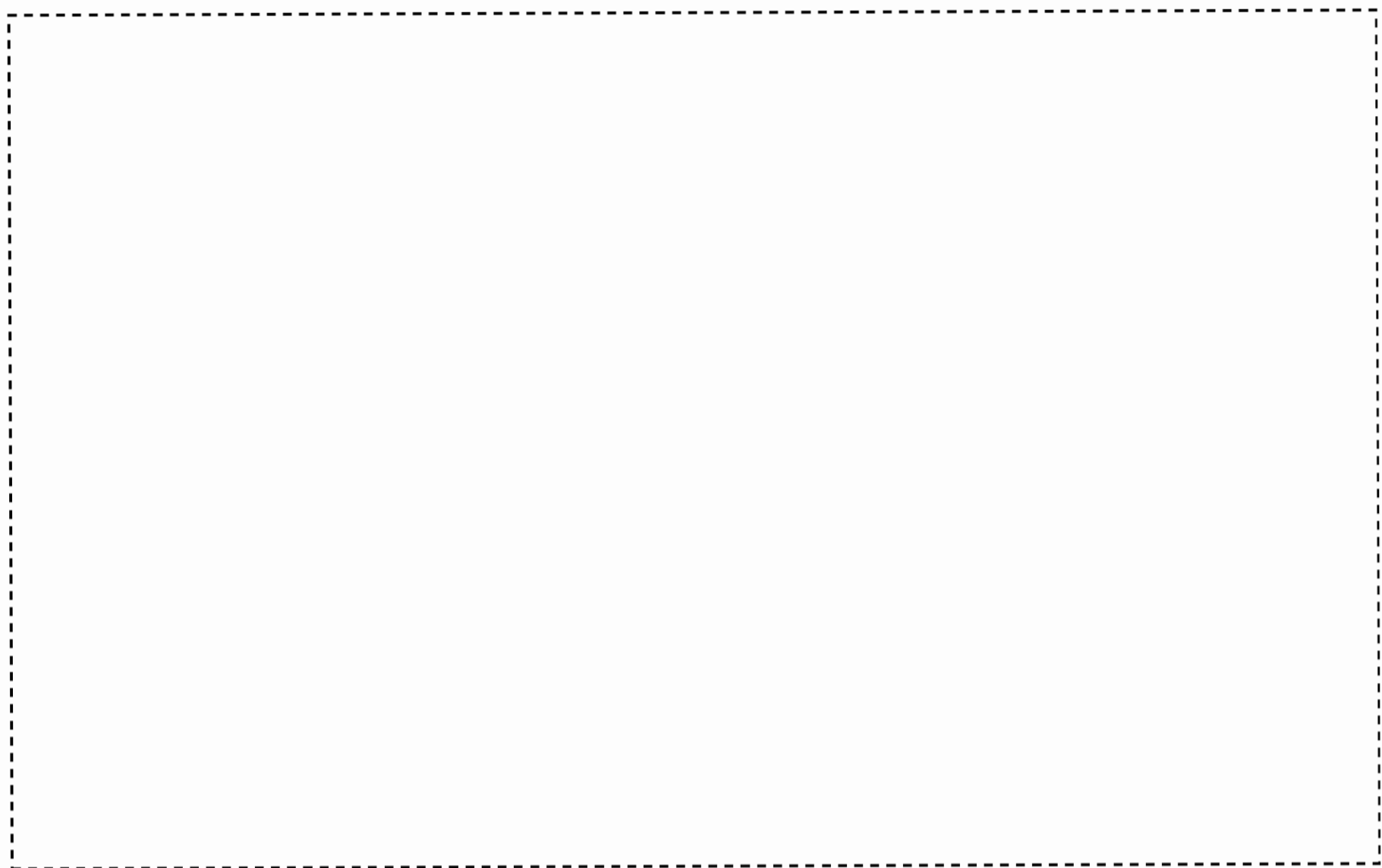
変更前 (令和2年10月2日付け 原規規発第2010025号にて認可)

変更後

変 更 前 (令和2年10月2日付け 原規規発第2010025号にて認可)	変 更 後	変更理由
<p>第1加工棟の各火災区画の等価時間が火災区画の耐火時間を超えない設計とする。</p> <p>第1加工棟では、補強工事に係る詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で示した火災区域を変更し、これに伴い火災区画を変更することとした。変更後の火災区画を図へー2-1-52に示す。</p> <p>本申請では、加工事業変更許可申請書で示した火災区画を変更し、火災区画の床面積及び可燃物量を見直し等価時間の再評価を行ったが、火災区画内の等価時間が火災区画の耐火時間を超えないことを確認しており、加工事業変更許可申請書に示した基本方針（加工施設を火災区画に区分し、火災区画内の燃焼時間が火災区画の耐火時間を超えない設計とする。）に変更はない。</p> <p>第1加工棟の各火災区画の耐火時間及び等価時間を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○火災区画1P-1（床面積 1454 m<sup>2</sup>） <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火時間：1.0時間以上</li> <li>・等価時間：0.09時間</li> </ul> </li> <li>○火災区画1P-2（床面積 158 m<sup>2</sup>） <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火時間：1.0時間以上</li> <li>・等価時間：0.02時間</li> </ul> </li> <li>○火災区画1P-3（床面積 531 m<sup>2</sup>） <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火時間：1.0時間以上</li> <li>・等価時間：0.16時間</li> </ul> </li> <li>○火災区画1P-4（床面積 344 m<sup>2</sup>） <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火時間：1.0時間以上</li> <li>・等価時間：0.17時間</li> </ul> </li> <li>○火災区画1P-5（床面積 44 m<sup>2</sup>） <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火時間：1.0時間以上</li> <li>・等価時間：0.01時間</li> </ul> </li> <li>○火災区画1P-6（床面積 8 m<sup>2</sup>） <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火時間：1.0時間以上</li> <li>・等価時間：0.01時間</li> </ul> </li> </ul> <p>また、評価の詳細を付属書類2に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> (c) 火災区域を貫通する電線、配管類は、建築基準法に基づく防火区画の貫通部の処理を行う。  <div style="text-align: right;">(記載No. 5-35)</div> </div> <p>○第1加工棟 [11.3-B3] 火災区域間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、建築基準法施行令第百十二条第20項に基づき、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する。</p> <p style="text-align: center;">504</p>	<p>第1加工棟の各火災区画の等価時間が火災区画の耐火時間を超えない設計とする。</p> <p>第1加工棟では、補強工事に係る詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で示した火災区域を変更し、これに伴い火災区画を変更することとした。変更後の火災区画を図へー2-1-52に示す。</p> <p>本申請では、加工事業変更許可申請書で示した火災区画を変更し、火災区画の床面積及び可燃物量を見直し等価時間の再評価を行ったが、火災区画内の等価時間が火災区画の耐火時間を超えないことを確認しており、加工事業変更許可申請書に示した基本方針（加工施設を火災区画に区分し、火災区画内の燃焼時間が火災区画の耐火時間を超えない設計とする。）に変更はない。</p> <p>第1加工棟の各火災区画の耐火時間及び等価時間を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○火災区画1P-1（床面積 1454 m<sup>2</sup>） <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火時間：1.0時間以上</li> <li>・等価時間：0.09時間</li> </ul> </li> <li>○火災区画1P-2（床面積 158 m<sup>2</sup>） <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火時間：1.0時間以上</li> <li>・等価時間：0.02時間</li> </ul> </li> <li>○火災区画1P-3（床面積 531 m<sup>2</sup>） <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火時間：1.0時間以上</li> <li>・等価時間：0.16時間</li> </ul> </li> <li>○火災区画1P-4（床面積 344 m<sup>2</sup>） <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火時間：1.0時間以上</li> <li>・等価時間：0.17時間</li> </ul> </li> <li>○火災区画1P-5（床面積 44 m<sup>2</sup>） <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火時間：1.0時間以上</li> <li>・等価時間：0.01時間</li> </ul> </li> <li>○火災区画1P-6（床面積 8 m<sup>2</sup>） <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火時間：1.0時間以上</li> <li>・等価時間：0.01時間</li> </ul> </li> </ul> <p>また、評価の詳細を付属書類2に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> (c) 火災区域を貫通する電線、配管類は、建築基準法に基づく防火区画の貫通部の処理を行う。  <div style="text-align: right;">(記載No. 5-35)</div> </div> <p>○第1加工棟 [11.3-B3] 火災区域間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、建築基準法施行令第百十二条第20項に基づき、<u>モルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する。</u></p> <p style="text-align: center;">504</p>	<p>火災区画貫通部の処置を適正化するため。</p> <p>なお、本変更は貫通部の処置に用いる材料の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

添付 2



<p>変更前 (令和2年10月2日付け 原規規発第 2010025 号にて認可)</p> <p>78</p>	 <p>図へ-2-1-8 第1加工棟 屋根伏図(上弦レベル)</p>
<p>変更後</p> <p>78</p>	 <p>図へ-2-1-8 第1加工棟 屋根伏図(上弦レベル)</p>
<p>変更理由</p> <p>屋根の構造を適正化するため。          なお、本変更は屋根の構造を実態に合わせて適正化するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>	

変更前 (令和2年10月2日付け 原規規発第 2010025 号にて認可)	変更後	変更理由
<p>76</p> <p>図へ-2-1-19 第1加工棟 既設部材リスト1</p>	<p>76</p> <p>図へ-2-1-19 第1加工棟 既設部材リスト1</p>	<p>構造部材の仕様の記載を適正化するため。          なお、本変更は構造部材の寸法を実態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更前 (令和2年10月2日付け 原規規発第 2010025 号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">図へ-2-1-20 第1加工棟 既設部材リスト2</p>	<p style="text-align: center;">図へ-2-1-20 第1加工棟 既設部材リスト2</p>	<p>構造部材の仕様の記載を適正化するため。  なお、本変更は構造部材の形状、寸法及び本数を実態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>